

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗船者負傷
発生日時	令和2年9月21日 11時50分ごろ
発生場所	熊本県上天草市唐船ヶ浜海水浴場西方沖 鳩之釜港3号防波堤南灯台から真方位289° 1,820m付近 (概位 北緯32°35.1′ 東経130°23.1′)
事故の概要	水上オートバイ 2014 F X クルーズーは、プレジャーボート muta MARINE に係留する際、muta MARINE の乗船者が両船の間に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月13日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート muta MARINE、1.2トン 232-44054 熊本、光洋株式会社 B 水上オートバイ 2014FX クルーズー、0.2トン 291-43456 福岡、有限会社ケイ・エヌ・ケイ
乗組員等に関する情報	A 乗船者 A B 船長 B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（乗船者 A） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波高 約0.7m
事故の経過	A 船は、乗船者 A が 1 人で乗り、唐船ヶ浜海水浴場西方沖で投錨作業を行っていた。 乗船者 A は、船長 B から A 船の船尾部に B 船を係留させてほしいと依頼され、A 船の投錨作業を終えた後、A 船の船尾端に座り、船外に両足を出して B 船の係留作業を行っていたところ、A 船の船尾部と B 船の船首部との間に右足を挟まれ、右膝骨折及び右脚前十字靭帯損傷を負った。 B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、A 船に係留することとした。 B 船は、風波が強かったため、風下側となる A 船の船尾方において、船長 B が、A 船との船間距離を約 50cm に保とうと前進及び後進を繰り返していたところ、A 船から少し離れたので、接近しようと思っただけで前進した直後、過大な行きあしとなり、船首部が乗船者 A に接触した。
分析	A 船及び B 船は、船首方から風波を受ける状況下、錨泊中の A 船の船尾部に B 船を係留する際、乗船者 A が A 船の船尾端において船外に

	<p>両足を出して係留作業を行い、また、船長Bが、A船との船間距離を保とうと前進したものの、過大な行きあしとなってA船の船尾部まで接近したことから、乗船者AがA船の船尾部とB船の船首部との間に右足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びB船が、船首方から風波を受ける状況下、錨泊中のA船の船尾部にB船を係留する際、乗船者AがA船の船尾端において船外に両足を出して係留作業を行い、また、船長Bが、A船との船間距離を保とうと前進したものの、過大な行きあしとなってA船の船尾部まで接近したため、乗船者AがA船の船尾部とB船の船首部との間に右足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートと水上オートバイが係留作業を行う際、安全な船間距離を保つとともに、船体と船体との間に身体を置かないこと。